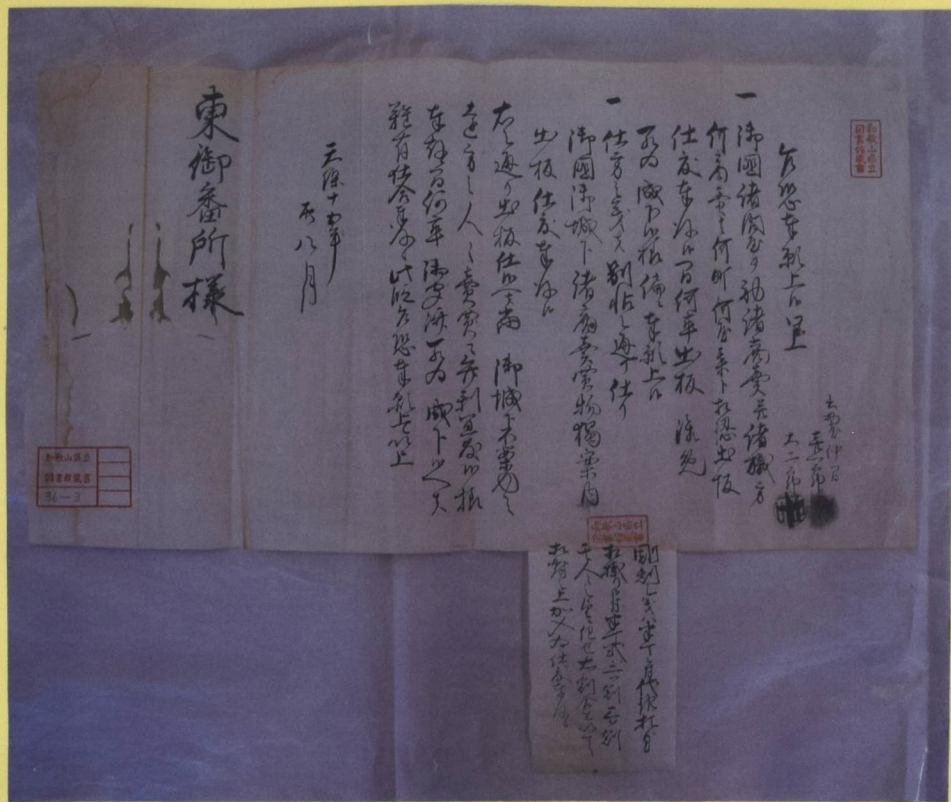




「乍恐奉願上候口上（本の出版許可願につき）」
（県立図書館移管資料 9231-3）

【翻刻】

乍恐奉願上候口上

書物屋仲間 喜一郎 大二郎

一 御国諸問屋ヲ初諸商売并諸職方、何商売者何町何屋某ト相認出版仕度奉存候間、何卒出版御免被為成下候様、偏二奉願上候一 仕方之義者別帖之通り仕り、御国御城下諸商売買物独案内 出版仕度奉存候

右之通り出版仕候へ者、当御城下不案内之遠方之人々、売買二并利宜敷候様奉存候間、何卒御聞濟被為成下候へ者難有仕合奉存候、此段乍恐奉願上候、以上

天保十五年 辰八月 東御番所様

（付箋）

「彫刻之義八半丁二付代銀拾匁相掛り候付、半丁二付或八二ツ割・三ツ割、其人々之望二任せ、右割合を以て相對之上加入為仕度奉存候」

【大意】

恐れながらお願いいたす口上書き

一 御国（の産物を扱う）諸問屋を初め諸小売商ならびに諸職人について、何の商売は何町の何屋某（という店がある）としたため出版致したいと思ひますので、どうか出版の御許可を下さいます様に、ただただ願ひ申し上げます。

一 仕方につきましては別帖の通りにいたし、『御国御城下諸商売買物独案内』を出版致したいと思ひます。

右の通り出版致しましたならば、当御城下に案内の遠方の人々にとつて、売買に便利になる様に思ひますので、どうか御聞き入れ下さいますれば有難いことと存じます。この件、恐れ多いことですがお願い申します、以上。

（付箋）

「（版木の）彫刻については半丁について代銀拾匁かかるので、（店の掲載の大きさ）半丁（二頁）あるいは（半丁の）二分の一・三分の一（というように）それぞれの人の望みに任せ、右の割合（半丁・二ツ割・三ツ割）で承知の上（掲載料を取った上で）加入致させたいと思ひます。」

＜東御番所＞

喜一郎たちは出版願いを提出するため、三度にわたって東御番所という町奉行所（現在の和歌山市元町奉行丁2丁目）に足を運びました。



「宝暦七年 和歌山城下町絵図」
（昭和礼文社 発行）

解説

二度目の出版願いを出したその九年後の天保十五年(1844)、喜一郎たちは三度目の出版願いを提出します。このことから一九が訪れたときに出した二度目の願いも許可されなかったことがわかります。今回は出版見本まで付けてあったにも関わらず、最後まで出版許可がされませんでした。しかし、明治時代になると、『和歌山県下諸商独案内』（和歌山県立図書館所蔵）が売られました。ついに和歌山にも、「買い物ガイド」が生まれたのです。